

## 令和 6 年度宇都宮市結婚新生活支援事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第 1 条 市の交付する宇都宮市結婚新生活支援事業補助金（以下「補助金」という。）については、宇都宮市補助金等交付規則（昭和 4 1 年規則第 2 2 号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (目的)

第 2 条 この要綱は、市民の結婚や子育ての希望がかなえられるよう、経済的不安の軽減を図るため、結婚に伴う新生活に必要な住宅取得若しくはリフォーム及び賃借又は引越しに関する費用の一部を予算の範囲内において補助し、若い世代の結婚を後押しすることにより、本市における少子化対策の推進と、移住・定住による地域の活力向上を図ることを目的とする。

### (定義)

第 3 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 新婚世帯 令和 6 年 1 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦をいう。
- (2) 継続世帯 令和 5 年度に補助決定又は認定を受けた世帯のうち、受給額が令和 5 年度の補助上限額に達しなかった世帯をいう。
- (3) 認定 新婚世帯のうち令和 6 年度中に補助対象経費の支出がなく、夫婦が補助対象認定世帯の要件を満たす場合、令和 7 年度の補助の対象者であることを認定し、令和 7 年度に補助金の交付申請を行う権利を得ることをいう。ただし、認定を受けたことをもって補助金の交付が決定されるものではなく、次年度において補助事業が実施されなかった場合や補助金の交付申請を行わなかった場合などにおいては、認定は効力を失う。
- (4) 住宅取得費用

#### ア 新婚世帯の場合

婚姻を機に新婚世帯が取得した市内の住宅（契約名義人が夫婦の双方又は一方であるものに限る。）の取得に要した費用（新築する場合の工事請負費を含む。）のうち、令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日までの間に支払った費用をいう。

ただし、婚姻日より前に取得した住宅については、婚姻日から起算して1年以内に婚姻を機として市内に取得した住宅であり、夫婦の新生活に要する費用として妥当性が認められるもの。

イ 継続世帯の場合

市内の住宅（契約名義人が夫婦の双方又は一方であるものに限る。）の取得に要した費用（新築する場合の工事請負費を含む。）のうち、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に支払った費用をいう。ただし、婚姻日より前に取得した住宅については、婚姻日から起算して1年以内に婚姻を機として市内に取得した住宅であること。

(5) 住宅賃借費用

ア 新婚世帯の場合

婚姻を機に新婚世帯が市内に賃借した住宅（契約名義人が夫婦の双方又は一方であるものに限る。）に係る費用で、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に支払った、賃料、敷金、礼金、共益費及び仲介手数料のうち、夫婦の新生活に要する費用として妥当性が認められるもの。ただし、夫又は妻が勤務先から住宅手当の支給を受けている場合は、当該手当分に相当する費用を除く。

イ 継続世帯の場合

市内に賃借した住宅（契約名義人が夫婦の双方又は一方であるものに限る。）に係る費用で、賃料、敷金、礼金、共益費及び仲介手数料のうち、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に支払った費用をいう。ただし、夫又は妻が勤務先から住宅手当の支給を受けている場合は、当該手当分に相当する費用を除く。

(6) 引越費用 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に、市内の住宅への引越に要した費用のうち、引越業者又は運送業者へ支払った費用のうち、夫婦の新生活に要する費用として妥当性が認められるもの。

(7) リフォーム費用 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に、婚姻を機に住宅をリフォームする際に要した費用のうち、住宅の機能の維持又は向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用をいう。ただし、婚姻日より前に実施したリフォームについては、婚姻日から起算して1年以内に婚姻を機として実施した当該住宅のリフォームであり、夫婦の新生活に要する費用として妥当性が認められるもの。

(補助対象世帯)

第4条 補助金の交付申請を行うことができる世帯（以下「補助対象世帯」という。）

は、申請日において次に掲げる要件を満たす新婚世帯とする。

- (1) 夫婦ともに婚姻日（婚姻届を提出し、受理された日をいう。）において年齢が39歳以下であること。
- (2) 夫婦の令和5年分（令和5年1月1日から令和5年12月31日までをいう。）の所得の合計金額が、500万円未満であること。ただし、夫婦の双方又は一方が貸与型奨学金（公的団体又は民間団体より、学生の修学や生活のために貸与された資金をいう。）の返済を現に行っている場合、所得の額を明らかにすることができる市町村長の証明書をもとに算出した夫婦の所得額から令和5年分の貸与型奨学金の年間返済額を控除した額が500万円未満であること。
- (3) 宇都宮市暴力団排除条例（平成23年宇都宮市条例第37号）第2条第4号に規定する暴力団員等でないこと。
- (4) 夫婦のいずれもが市税の滞納がないこと。
- (5) 自治会に加入していること。
- (6) 夫婦のいずれもが補助対象となる住宅以外の住宅を所有していないこと。
- (7) 「宇都宮市立地適正化計画」で定める「居住誘導区域」（以下「補助対象区域」という。）に、夫婦の双方又は一方が現に居住し、住民票の住所が申請に係る住宅の所在地となっていること。
- (8) 夫婦の双方又は一方が、過去に国の「地域少子化対策重点推進交付金」の活用に基づく補助金（他の地方自治体が実施するものを含む。）の交付を受けたことがないこと。
- (9) 本市の他の事業における住宅取得費用、住宅賃借費用、引越費用、リフォーム費用に係る補助を受けていないこと。

(補助対象認定世帯)

第5条 補助対象認定申請を行うことができる世帯（以下「補助認定世帯」という。）

は、申請日において次に掲げる要件を満たす新婚世帯とする。ただし、前条に掲げる要件を満たす世帯を除く。

- (1) 夫婦ともに婚姻日（婚姻届を提出し、受理された日をいう。）において年齢が39歳以下であること。

- (2) 夫婦の令和５年分（令和５年１月１日から令和５年１２月３１日までをいう。）の所得の合計金額が、５００万円未満であること。ただし、夫婦の双方又は一方が貸与型奨学金（公的団体又は民間団体より、学生の修学や生活のために貸与された資金をいう。）の返済を現に行っている場合、所得の額を明らかにすることができる市町村長の証明書をもとに算出した夫婦の所得額から令和５年分の貸与型奨学金の年間返済額を控除した額が５００万円未満であること。
- (3) 宇都宮市暴力団排除条例（平成２３年宇都宮市条例第３７号）第２条第４号に規定する暴力団員等でないこと。
- (4) 夫婦のいずれもが市税の滞納がないこと。
- (5) 夫婦のいずれもが補助対象となる住宅以外の住宅を所有していないこと。
- (6) 「宇都宮市立地適正化計画」で定める「居住誘導区域」（以下「補助対象区域」という。）に、夫婦の双方又は一方が現に居住し、住民票の住所が申請に係る住宅の所在地となっている又は令和７年３月３１日までに補助対象区域に居住することを予定し、そのことが提出書類より客観的に判断できること。
- (7) 夫婦の双方又は一方が、過去に国の「地域少子化対策重点推進交付金」の活用に基づく補助金（他の地方自治体が実施するものを含む。）の交付を受けたことがないこと。
- (8) 本市の他の事業における住宅取得費用、住宅賃借費用、引越費用、リフォーム費用に係る補助を受けていないこと。

（補助対象経費）

第６条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、新婚世帯が補助金の申請日において現に居住している住宅に係る住宅取得費用、住宅賃借費用、引越費用、リフォーム費用（消費税及び地方消費税を含む。）の合計額のうち、現に支払った額とする。ただし、引越費用及びリフォーム費用のうち、次に掲げる費用については、対象としない。

- (1) 自らが引越しを行うために使用する自動車の賃借料や燃料代等
- (2) 引越しに協力してくれた者への報償等
- (3) 引越しに伴い発生する不用品の処分費
- (4) 倉庫、車庫に係る工事費用、門、フェンス、植栽等の外構に係る工事費用、エアコン、洗濯機等の家電購入・設置に係る費用

- 2 継続世帯における補助対象経費は、補助金の申請日において現に居住している住宅に係る住宅取得費用、住宅賃借費用、引越費用（消費税及び地方消費税を含む。）の合計額のうち、現に支払った額とする。

（補助金の額）

第7条 新婚世帯に対する補助金の額は、補助対象経費の額とし、婚姻日において夫婦ともに年齢が29歳以下の場合は一世帯当たり60万円を上限とし、その他については一世帯当たり30万円を上限とする。

- 2 継続世帯に対する補助金の額は、令和5年度に交付を受けた補助金の額と合算して、婚姻日において夫婦ともに年齢が29歳以下の場合は一世帯当たり60万円を上限とし、その他については一世帯当たり30万円を上限とする。

- 3 前項に規定する補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

（補助金の交付申請）

第8条 補助金の交付を受けようとする者（以下「交付申請者」という。）は、令和7年3月31日までの間に、宇都宮市結婚新生活支援事業補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、継続世帯については、市長が認める限りにおいて、次の各号に掲げる書類の提出を省略することができる。

(1) 婚姻を証明する書類（婚姻届受理証明書又は戸籍謄本）

(2) 新婚世帯の住民票の写し

(3) 新婚世帯の令和5年分の所得が確認できるいずれかの書類

ア 収入がある場合

所得証明書や課税証明書などの公的証明書

イ 収入がない場合

無職・無収入申立書（様式第10号）

(4) 貸与型奨学金の令和5年分の年間返済額が確認できる書類（夫婦の双方又は一方が貸与型奨学金を受けている場合に限る。）

(5) 税金の未納がないことの公的証明書

(6) 新婚世帯が現に居住する住宅に係る次に掲げる書類のいずれかの書類

ア 住宅取得の場合は、工事請負契約書又は売買契約書の写し及び登記事項証明書

イ 住宅のリフォームの場合は、工事請負契約書又は請書の写し

ウ 住宅賃借の場合は、賃貸借契約書の写し

(7) 住宅を賃借した場合は、新婚世帯の住居手当支給証明書（様式第2号）

(8) 住宅の取得に係る補助金の交付を申請する場合は、住宅取得費に係る領収書又はその写し

(9) 住宅の賃借に係る補助金の交付を申請する場合は、住宅賃借費用に係る領収書又はその写し

(10) 引越しに係る補助金の交付を申請する場合は、引越費用に係る領収書又はその写し

(11) リフォームに係る補助金の交付を申請する場合は、リフォーム費用に係る領収書又はその写し

(12) 申請者の振込口座通帳の写し

(13) その他市長が必要と認める書類

（補助対象認定申請）

第9条 補助対象者であることの認定を受けようとするもの（以下「認定申請者」という。）は、令和7年3月31日までの間に、宇都宮市結婚新生活支援事業補助金対象認定申請書（様式第8号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 婚姻を証明する書類（婚姻届受理証明書又は戸籍謄本）

(2) 新婚世帯の住民票の写し

(3) 新婚世帯の令和5年分の所得が確認できる公的証明書

(4) 貸与型奨学金の令和5年分の年間返済額が確認できる書類（夫婦の双方又は一方が貸与型奨学金を受けている場合に限る。）

(5) 市税の未納がないことの公的証明書

(6) 申請を行う世帯が現に居住する、又は居住を予定している住宅に係る書類のいずれかの書類

ア 住宅取得の場合

工事請負契約書又は売買契約書の写し

イ 住宅賃借の場合

賃貸借契約書の写し

(7) その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定等）

第10条 市長は、第8条及び第9条の規定により申請があったときは、その内容を審査の上、その結果を、宇都宮市結婚新生活支援事業補助金交付決定通知書（様式第3号）、宇都宮市結婚新生活支援事業補助金不交付決定通知書（様式第4号）又は宇都宮市結婚新生活支援事業補助金対象認定通知書（様式第9号）により、申請者に通知するものとする。ただし、補助金の交付については、予算の範囲内において決定するものとする。

（補助金の変更申請）

第11条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた申請者（以下「補助対象者」という。）は、第8条の申請内容を変更又は中止しようとするときは、速やかに宇都宮市結婚新生活支援事業補助金変更交付申請書（様式第5号）に当該変更に係る書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、補助金の交付の可否を決定し、宇都宮市結婚新生活支援事業補助金変更交付決定通知書（様式第6号）又は宇都宮市結婚新生活支援事業補助金変更不交付決定通知書（様式第7号）により当該補助対象者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第12条 市長は、補助金の交付決定を受けた者に対しては、速やかに補助金を交付するものとする。

（調査等）

第13条 市長は、補助金の交付前又は交付後にかかわらず、必要があると認めたときは、現地調査を行い、又は申請者に報告若しくは書類の提出を求めることができる。

2 申請者は、市長から前項の報告等を求められたときは、正当な理由がなければこれらを拒むことができず、速やかに応じなければならない。

（権利譲渡の禁止）

第14条 補助金の交付を受けることができる権利及び認定により次年度に交付申請を行うことができる権利は、他人に譲渡することはできない。

（交付決定の取消）

第15条 市長は、補助対象者が次の各号に掲げる場合のいずれかの場合に該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 補助金の交付の条件に違反していることが判明したとき。

- (2) 虚偽その他不正な行為により補助金の交付を受けようとし、又は受けたとき。
- (3) この要綱に違反する行為があったとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、市長が必要と認めるとき。

(補助金の返還)

第16条 補助対象者は、交付決定の取消を受けた場合には、市長が定める期限までに、当該補助金を返還しなければならない。

(様式)

第17条 この要綱に規定する申請書等の様式は、別に定める。

(補則)

第18条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

制定文（令和6年4月1日告示第137－16号）

令和6年4月1日から適用する。